

公共下水道官民連携手法導入可能性調査業務委託仕様書（案）

[1] 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、一宮市公共下水道事業の下水道施設（下水処理場・ポンプ場、管路施設等）におけるウォーターPPPを候補に含む官民連携手法の導入に向けて、下水道事業の現状と課題の整理を行うと共に、官民連携手法導入の対象業務、対象施設及び事業手法等の検討、民間事業者へのサウンディング型市場調査等を実施し、それらを基に官民連携手法導入の適否を検討するものである。また、検討において導入との結果に至った場合に最適な事業スキームを決定することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書及び愛知県的设计業務等共通仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って一宮市の契約約款に定めるもののほか、以下の書類を提出しなければならない。

- (イ) 工程表
- (ロ) 管理技術者等通知書
- (ハ) 業務計画書
- (ニ) 完了届
- (ホ) 納品書
- (ヘ) 請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 照査技術者及び管理技術者は、業務遂行にあたり必要となる専門分野の技術資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に一宮市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、一宮市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

一宮市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、一宮市、受注者の協議によるものとする。

第2章 業務の実施

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。なお、提出図書の仕様については協議の上決定するものとする。

- (1) 報告書 A 4判製本 2部

- (2) 一宮市における意思決定に必要となる資料一式
- (3) 打合せ議事録一式
- (4) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、以下に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。また、以下以外のもので必要となるものは受注者が提案すること。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
12. 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
13. PPP/PFI推進アクションプラン（内閣府）
14. PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
15. PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
16. VFM（Value For Money）に関するガイドライン（内閣府）
17. 契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー（内閣府）
18. モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
19. 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
20. ウォーターPPP導入検討の進め方について（国土交通省）
21. 下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
22. 性能発注の考え方にに基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
23. 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
24. 下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン（国土交通省）

第5章 個人情報

5.1 個人情報の保護

- (1) 受注者は、業務の遂行に知り得た一宮市の保有する住民等の個人情報（以下「個人情報」という。）を法令

の規定に基づき開示が要求された場合を除き、他に開示、公表若しくは配布をし、又はその個人情報を目的外に利用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求された場合であっても、通信の秘密に該当する事項については、開示、公表又は配布をすることはできないものとする。

- (2) 受注者は、(1)の個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するとともに、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じなければならない。この場合において、必要な方策については、事前に一宮市に書面で連絡するものとする。
- (3) 受注者は、この契約が終了したとき、又は一宮市の求めがあったときには、一宮市の指示に応じ、(1)の個人情報を記録したコンピュータ用情報保存媒体及びその複製物を返還し、又は廃棄するものとする。この場合において、開示が電子文書又は電磁的記録によるときの返還及び廃棄処分の方法に関しては、一宮市・受注者協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、(1)から(3)に規定するもののほか、個人情報の取扱い及び管理について、5.2に掲げる法令及びその他規則等を遵守しなければならない。

5.2 法令、規則等の遵守

受注者は、受注業務の履行に当たっては、次に掲げる法令等及びその他一宮市の定める規程を遵守し、そのための万全の措置を講じなければならない。

- (1)個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (2)個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- (3)一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和4年一宮市規則第30号）
- (4)一宮市情報セキュリティポリシー

[2] 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「一般仕様書」第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は「一般仕様書」によるものとする。

2. 業務の内容

(1)業務の概要

当市の下水道事業は、単独公共下水道として西部処理区と東部処理区を、流域関連公共下水道として日光川上流処理区と五条川右岸処理区を所管しており、当該4処理区にある処理場、ポンプ場、マンホールポンプについては、現状、一括して複数年での運転維持管理業務委託を実施している。

本業務では、当該4処理区のうち西部処理区と東部処理区を対象としてウォーターPPPを含めた官民連携手法の導入可能性調査を行うものである。なお、マンホールポンプについては、処理場、ポンプ場と一体で運転維持管理業務委託を実施しているため、日光川上流処理区と五条川右岸処理区にあるマンホールポンプも当業務の対象施設に含めることとする。

(2) 業務範囲・対象施設

処理区名	西部処理区・東部処理区
面積	1,645 ha
管渠延長	545 km
終末処理場	2 箇所
ポンプ場	合流式：2 箇所、分流式（汚水）：4 箇所
マンホールポンプ※	汚水：14 箇所、雨水：6 箇所
貯留槽	汚水：1 箇所、雨水：6 箇所

※マンホールポンプは、日光川上流処理区と五条川右岸処理区のものを含む。

(3) 作業内容

作業項目	作業内容
1.現状分析	<p>必要となる資料（事業計画書、ストックマネジメント計画、民間委託の対象となる業務の委託仕様書、業務マニュアル、人員体制が把握できる資料、下水道管路施設の既存維持管理情報、経営戦略等）を収集・整理し、関係者へのヒアリング結果を基に現状分析を行う。</p> <p>(1) 下水道施設情報の整理</p> <p>1) 下水道事業の整備状況の整理</p> <p>収集・整理した資料を基に下水道事業における整備計画、既整備状況（布設延長、布設年度等）、維持管理・改築更新計画（ストックマネジメント計画等）について整理する。</p> <p>2) 過年度発注状況における詳細内容の整理</p> <p>下水道施設の維持管理業務において、過年度に発注された業務及び工事内容について業務種別、発注件数、対象施設等を整理する。</p> <p>3) 既存施設の維持管理状況の整理</p> <p>下水道施設について、維持管理者への維持管理状況のヒアリング等を実施し、施設毎の維持管理状況（維持管理頻度、維持管理方法等）を整理する。</p> <p>4) 既存施設における維持管理所掌の整理</p> <p>2) 及び3) の整理結果を基に既存下水道施設における維持管理所掌（直営・委託等）を整理する。</p> <p>5) 既存施設における苦情情報の整理</p> <p>既存下水道施設について、苦情情報（悪臭、陥没、事故等）を整理する。また、維持管理者へのヒアリング等を踏まえて、苦情時における対応フローを整理する。</p> <p>(2) 下水道事業における職員情報の整理</p> <p>下水道事業における職員の組織構成、事務負担、職員数の推移について整理する。</p> <p>(3) 下水道事業における事業費の整理</p> <p>既計画（経営戦略等）を基に現状及び将来的な財政負担の見通しについて整理する。</p>

2.課題の洗い出し	1.で整理した現状分析を基に、各種業務や既存施設の維持管理・改築更新等における課題の洗い出しを行う。
3.対応策（案）の抽出	2.で洗い出した課題に対して対応策（案）を検討し、官民連携手法の適用が可能な対応策の抽出を行う。
4.課題への対応方針	3.で抽出した対応策を基に、官民連携手法での対応方針を整理する。
5. 導入可能性のある官民連携手法の選択	採用事例のある官民連携手法を参考に、課題を解決する上で候補となる事業手法を選定し、事業手法ごとの内容及び特性等を整理する。
6.事業スキームの検討	5.で整理した各事業手法について簡易VFM等により導入効果を検討し、各手法を導入した場合の事業スキーム（対象施設、対象業務等）を比較整理する。
7.サウンディング型市場調査	<p>6.の事業スキームの検討結果を踏まえ、民間事業者の参入意欲や官民連携手法における業務内容に対する意見を把握するためにサウンディング型市場調査を支援する。なお、サウンディング型市場調査は、官民連携手法導入時の委託費に対するヒアリングを含むものとする。</p> <p>(1) 調査準備 本市と協議の上、対象となる民間事業者一覧の作成、調査方法（アンケート調査、説明会、個別対話等）の決定、調査方法に応じた資料の作成を行う。</p> <p>(2) 調査の実施及び取りまとめ サウンディング型市場調査を実施し、その結果を取りまとめる。</p>
8.事業スキームの精査	<p>(1) 事業スキームの精査 サウンディング型市場調査の結果を基に事業スキームを精査し、必要に応じて事業スキームの見直しを行う。</p> <p>(2) 対象業務における業務実施内容等の精査 (1)の結果を基に各業務の実施内容及び数量の精査を行う。</p> <p>(3) 民間事業者の選定方法の検討 事業実施に向けた手続きを円滑に行うため、民間事業者の選定方法や契約形態について取りまとめる。</p> <p>(4) リスク分担の検討 官民連携手法の導入にあたり留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討するとともにリスク分担表として整理する。</p> <p>(5) 導入までのスケジュールの作成と導入時の問題点等の抽出・整理 導入可能性調査から事業者との契約までのスケジュールや一宮市PFI活用ガイドラインにおけるPFI事業審査委員会の開催回数・時期等を検討、可視化する。 また、導入時における問題点等を抽出し、それに対する検討時期や検討内容を整理する。</p>
9.導入効果の検証	<p>(1) VFMの算定 従来型の事業手法と官民連携手法導入時の事業費を算定しVFMを算出する。なお、官民連携</p>

	<p>手法導入時の事業費は、サウンディング型市場調査において参入意向を確認できる事業者を対象に見積徴収し、精度の高い事業費を算定する。</p> <p>(2) 導入効果の評価</p> <p>導入効果は、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（ヒト）の視点で定量的・定性的に評価する。</p> <p>(3) 導入効果のまとめ</p> <p>(1) から (3) までの結果を基に導入効果をまとめる。</p>
10.モニタリング体制・方法の検討	官民連携手法の導入期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、市職員における技術力の確保について考慮する。
11.報告書の作成	10.までの検討結果を基に報告書を作成する。
12.打合せ協議	<p>業務の円滑な推進を行うために、打合せ協議を行う。</p> <p>打合せ協議は、着手時、中間、成果品納入時に実施し、5回以上とする。</p>
13.照査	業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

※作業項目1.~4.の一部については、一宮市で事前検討を行っているため参考とすること。

3. その他特記事項

- (1) 設計協議等の資料は、受注者が必要部数を作成すること。
- (2) 令和8年度以降に実施予定の発注支援業務の業務範囲等は、令和8年度市予算要求に必要なため、市予算資料作成時（令和7年9月末）に間に合うように検討を進めること。
- (3) 提出図書は、誤記、誤計算がないようチェックを行うこと。
- (4) 電子成果品のうち数値算出表などはExcelファイルを用いて作成し、極力数値の直接入力避け、数式やリンクなどにより修正が容易に行えるように配慮すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議の上これを定めるものとする。